

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届
の 作 成 要 領



港区リサイクルキャラクター エコル

港区みなとりリサイクル清掃事務所

令和6年4月

目 次

(再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の作成要領)

1	事前協議	1
2	設置届の提出時期	1
3	届出の対象となる建築物	2
4	設置届提出の際の必要書類	2
5	提出書類の作成の手順	3
6	再利用対象物保管場所の提出書類作成の手順	7
7	建築物竣工時の調査	8
8	その他	8
	・別紙1-1 念書 (港区が収集する場合の例)	9
	・別紙1-2 念書 (業者が収集する場合の例)	10
	・別紙2 委任状	11
	・別紙3-1 用途別床面積内訳書 (住宅系)	12
	・別紙3-2 用途別床面積内訳書 (事業系)	13
	・別紙4-1 容器数の算定 (家庭系)	14
	・別紙4-2 容器数の算定 (事業系)	15
	・別紙5 保管場所面積の算定	16
	・別表1 施設用途別廃棄物排出基準	17
	・別表2 住宅占有面積別人員数	17
	・別表3 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の 設置基準及び処理方法	18
	・図1 保管場所等及び運搬車通路の構造	19
	・図2 保管場所の配置例	20
	・図3 容器の配置例	22
	・図4 反転コンテナボックスの配置例	24

(再利用対象物及び廃棄物保管場所等の設置に関する条文)

- ・港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (一部抜粋)
- ・港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則 (一部抜粋)
- ・港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱
- ・港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱
- ・再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準

再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届 の 作 成 要 領

港区内に事業用大規模建築物及び大規模建築物を建設される方（以下「建設者」という。）は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届（以下「設置届」という。）の提出が港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則で義務づけられています。

保管場所等の設置及び設置届提出の根拠

- * 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）
- * 港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）
- * 港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準（別掲）
- * 港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（別掲）

設置届の提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

1. 事前協議

大規模建築物の建設にあたっては、計画段階で廃棄物保管場所等の場所・構造・設備の選定等について、港区みなとリサイクル清掃事務所（以下、「清掃事務所」という。）と十分に協議してください。

なお、協議や設置届の提出にあたって御来所される際は、必ず事前に電話にて日程調整をしてください。担当者不在時に御来所された場合、対応できない場合がございます。

2. 設置届の提出時期

設置届は、港区（以下「区」という。）又は東京都等の建築確認の申請を行う前に提出してください。（届出は建築確認申請時の要件となります）

設置届提出までの流れ

建築計画 ⇒ 清掃事務所との協議 ⇒ 設置届を清掃事務所へ提出 ⇒ 建築確認申請

※ 近隣住民等への計画時に実施する事前説明会では、廃棄物の保管場所及び、持ち出し場所について明確に提示し、排出形態を説明してください。

3. 届出の対象となる建築物

(1) 再利用対象物の保管場所

延べ面積 1,000 m²以上の事業用途の建築物

※ 住宅と共同の建築物は、住宅部分の延べ面積を除く

(2) 廃棄物の保管場所及び保管設備延べ面積 1,000 m²以上の建築物

※ 1,000 m²未満であっても「港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例」に該当する建物

4. 設置届提出の際の必要書類

(1) 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届 …正・副の2部

(2) 共通図面等

- ア 念書（別紙1-1, 2） …2部
- イ 委任状（別紙2, 建設者と届出者が異なる場合は、委任状を添付） …2部
- ウ 建築物の用途別床面積内訳書（別紙3-1, 2） …2部
- エ 設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの） …2部
- オ 案内図（地図の写しで可）・配置図・立面図 …2部
- カ 各階平面図 …2部

(3) 廃棄物保管場所等

- ア 保管場所等の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略可）
及び敷地内運搬車経路図 …2部
- イ 保管場所等の平面図・立面図・断面図・求積図（縮尺50分の1） …2部
- ウ 別紙4-1, 2 容器数の算定 …2部
- エ 別紙5 保管場所面積の算定 …2部
- オ （運搬車が敷地内、建屋内に進入する場合）車両の誘導設備、停止
設備、照明設備等の配置図及び設備の仕様が分かるもの …2部
- カ （運搬車が建屋内に進入する場合）建物出入口から保管場所等に至る
までの照明設備配置図及び照度分布図 …2部
- キ その他、保管場所等設置に関して必要と認める書類等 …2部

※貯留機の仕様書、反転コンテナの仕様書、ディスポーザー適合評価書（ディスポーザー部、排出処理部）など

(4) 再利用対象物保管場所

- ア 保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略可） …2部
- イ 保管場所の平面図・立面図・断面図・求積図（縮尺 50 分の1） …2部
- ウ その他保管場所設置に関して必要と認める書類等 …2部

5. 提出書類の作成の手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

別紙3-1, 2の用途別床面積内訳書（P.12,13）により、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）に区別し、用途ごとの床面積を明確にしてください。

(2) 建築物から発生する廃棄物の量を算定してください。

別表1の施設用途別廃棄物排出基準（P.17）により、家庭と事業系（事務所・店舗等）に区別してください。ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は清掃事務所と別途協議してください。

住宅部分の人員数は、原則として別表2の住宅占有面積別人員数（P.17）により算定してください。

(3) 廃棄物の量を可燃ごみ、不燃ごみ等に次の割合で区分してください。

ア 家庭廃棄物の区分割合は、可燃ごみ 69.0%、不燃ごみ 2.5%、びん3.0%、缶 1.5%、古紙 11.0%、ペットボトル 1.0%、資源プラスチック12.0%としてください。

イ 事業系廃棄物の区分割合は、可燃ごみ 75%、不燃ごみ 25%としてください。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所と別途協議してください。

ウ 可燃ごみの体積を重量に換算するときは、 $1\text{ m}^3=250\text{kg}$ としてください。
（資源プラスチックは $1\text{ m}^3=200\text{kg}$ ）

(4) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

ア 家庭系は区、事業系（事務所・店舗等）は原則として自己処理又は一般（産業）廃棄物処理業者の収集となります。

イ 区が収集する場合、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回、資源（びん、缶、

古紙、ペットボトル) 週1回、資源プラスチック週1回、粗大ごみ週2回
(家庭系のみ。事前申し込み制) です。

ウ 廃棄物処理業者が収集する場合は、契約により収集回数(形態)を決めて
ください。

(5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

別表3の大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び
処理方法(P.18)の中から選択してください。

ただし、家庭から排出される資源(びん・缶)は、区が指定する資源用コン
テナボックス、ペットボトルは専用ネット袋を使用してください。完成検査時
に必要な個数を用意します。

なお、収集作業時には速やかに積み込みができるよう収集当日の朝8時まで
に、保管場所等の内部から敷地内の支障のない場所に運び出しておくよう措置
を講じてください。

ア 容器の場合は、原則として60ℓ以下のポリ容器を使用してください。

イ 反転コンテナボックスの場合、次の仕様を満たすものを使用してください。

- 容量は0.7 m³で、運搬車の傾倒装置との脱着ができる形状を有する傾
倒軸が付いているもの。
- 材質はFRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いもの。
- 折り畳み式の蓋が付いているもの。
- 底部にストッパー付き旋回車輪4個及び栓付きの排水口があるもの。
- 運搬車や建物壁面等に接触した際に損傷を与えないよう対策を講じたもの。

ウ その他の方法による場合は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃
棄物が十分収納できるものとしてください。

(6) 廃棄物保管設備の必要数及び面積を決めてください。

ア 容器・反転コンテナボックスの場合は、別表4-1、2の容器数の算定
(P.14,15)、保管場所面積の算定(P.16)により必要個数及び面積を決
めてください。

イ その他の方法による場合は、清掃事務所と協議してください。

(7) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決めてください。

ア 保管場所の位置、構造は、図1(P.19)から図4(P.24)までの保管場

所、容器、反転コンテナボックスの配置例を参考にしてください。

イ 保管場所の設置基準は、「港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱」に基づき、利用者の利便性、収集作業の安全や効率を考慮してください。主な設置基準は次のとおりです。

- 他の用途と兼用でないこと。
- 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、別々に保管できること。
- 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み、清掃等に必要作業場所を 3 m²以上確保すること（地流し部分は含めない）。
- 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- 棚を設置する場合は、2段とし、高さは 80cm から 100cm までとすること。
- 耐久性があり、換気及び採光（照明器具等の設置）に配慮した構造とすること。
- 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
また、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- 床の通路と接続する部分は、水平で通路と同一平面であること。
- 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- 運搬車を当該敷地内に進入させ、廃棄物を搬出する場合は、運搬車の重量（小型プレス車 7 t、または大型特殊車 10 t 程度）に耐えられる路面構造とすること。また、排気ガス対策を講じること。
- 運搬車を当該敷地内に進入させて廃棄物を搬出する場合（建物内部への進入が必要ない場合）、有効幅員 6.0m 以上あり、運搬車が通り抜け、もしくは方向転換ができるスペースを有する通路に接続する場所に設置すること。
ただし、一方通行での幅員は別途協議する。

■ 運搬車の通路上に門扉や柱等の設置物がある場合には、これらを考慮した有効な高さ・幅員を確保すること。また、運搬車の進入にあたってシャッターや扉の開閉等、設置物の操作等が必要である場合、その操作等は建物管理者側において行うよう措置を講じること。

■ 必要に応じて、運搬車の誘導ライン、誘導灯等の誘導設備やタイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

■ 運搬車が横付けする場合の保管場所出入口の構造は、以下のようによること。

① 容器を保管設備とする場合⇒有効幅 1.2m以上、有効高さ 2.0m以上

② 容器以外の反転コンテナボックス等を保管設備とする場合

⇒有効幅 2.0m以上、有効高さ 2.0m以上

■ 運搬車が保管場所に進入する場合の保管場所出入口の構造は、以下のようによること。

① 容器を保管設備とする場合⇒有効幅 3.5m以上、有効高さ 3.0m以上

② 反転コンテナボックス・自動貯留排出機を保管設備とする場合

⇒有効幅 3.5m以上、有効高さ3.2m以上

(8) 保管場所が建物内部に位置し、運搬車が建物内部に進入する場合の建物出入口及び運搬車の通路には、次の構造・設備も確保すること。

① 有効幅 6.0m以上、有効高さ 3.0m以上とすること。ただし、容器以外の反転コンテナボックス、自動貯留排出機等を保管設備とする場合の有効高さは3.2m以上とする。

② 運搬車の通路の照度は、路面上において30ルクス以上とする（75ルクス以上が望ましい。）。

③ 運搬車の通路上に梁や配管、照明器具、スピードバンプ等の設置物がある場合には、これらを考慮した有効な幅員及び高さ確保すること。

④ 運搬車の進入にあたってシャッターや扉の開閉等、設置物の操作等が必要である場合、その操作等は建物管理者側において行うよう措置を講じること。

(9) 粗大ごみ保管場所を別に設置してください。

ア 3㎡以上とし、廃棄物が十分に収納できる面積であること。ただし、通路との共用はできません。なお、100戸を超える住戸の場合、5㎡以上が望ましい。

イ 建築物1棟につき1箇所以上設置してください。

6. 再利用対象物保管場所の提出書類作成の手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）に区別し、用途ごとの床面積を明確にしてください。

(2) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

ア 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（P.36）により算出してください。

イ 専用部分の床面積が 10,000 m²以上の建築物の場合は、保管場所面積計算表（P.36）を使用してください。

ウ 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積としてください。

エ 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃事務所と別途協議してください。

(3) 保管場所の位置・構造等を決めてください。

港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱（P34, 35）に基づき、利用者の利便性、収集の作業の安全や効率を考慮してください。

主な設置基準は、次のとおりです。

- 他の用途と兼用でないこと
- 再利用対象物の種類、排出量及び保管日数に応じて再利用対象物が十分に収納できること。
- 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していないこと。
- 再利用対象物の搬入、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。なお、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- 耐久性があり、換気及び採光（照明器具等の設置）に配慮した構造とすること。
- 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

- 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

7. 建築物竣工時の完成検査

保管場所等の完成検査を実施します。建物完成後は、入居・供用開始2週間前までに必ず清掃事務所に連絡してください。

8. その他

- (1) 100 戸以上の共同住宅、または日量 1,000kg(住宅の場合、別表 2 住宅占有面積別人数で 345 名程度)を超える建築物を建設するときは、収集形態にかかわらず清掃車が敷地内に進入して収集するように計画してください。
- (2) 大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行ってください。
- (3) 所有者は、建築物の利用形態の変更により、保管場所の基準に適合しないこととなった時は、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じてください。
- (4) 事業用大規模建築物の所有者は、条例に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出してください。

念 書

私は、次の建築物に設置する廃棄物保管場所等に関して、下記の事項を遵守することを約束します。

所在地：

建築物名称：

記

- 1 建築物管理者は、当該建築物から排出される資源・ごみを収集日に責任を持って集積所（持ち出し場所）に持ち出します。収集後速やかに容器を廃棄物保管場所に収納いたします。なお、区が収集する集積所の位置は、別途打合せのうえ決定します。
- 2 廃棄物保管場所、集積所及びごみ容器等は、常に洗浄し清潔に保ちます。
- 3 資源・ごみは区の規定に合わせて分別し、適正な排出に努めます。また、居住者には入居の際に管理責任者から資源・ごみの分別徹底を指導します。
- 4 引越しに伴って生じる段ボール（資源）については、引越し業者等に回収させ、ごみとしては一切出しません。
- 5 ごみ容器の取り扱い及び集積所等の管理については、区の収集業務の遂行に支障のないようにすると共に、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決します。
- 6 事業系廃棄物の収集は、廃棄物収集運搬許可業者に委託します。契約締結後は、契約書の写し及び業者の許可証の写しを速やかに提出します。
- 7 ごみ排出量の変化に伴いごみ容器個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物の保管場所等の改善を行います。
- 8 区が定めた収集日、収集時間を遵守します。なお、収集日等が変更する場合は協力します。
- 9 建築物の管理を業者等に委託した後も上記の項目に係わる件については、責任を持って解決します。
- 10 建築物を譲渡する場合、本念書にて約束した内容を譲渡先に確実に継承いたします。

令和 年 月 日

港 区 長 様

建築主 住 所

氏 名

印

念 書

私は、次の建築物に設置する廃棄物保管場所等に関して、下記の事項を遵守することを約束します。

所在地：

建築物名称：

記

- 1 建築物管理者は、当該建築物から排出される資源・ごみを収集日に責任を持って業者指定場所（別図。以下「指定場所」）まで持ち出します。収集後は速やかに容器を廃棄物保管場所に収納します。
- 2 廃棄物保管場所、指定場所及びごみ容器等は、常に洗浄し清潔に保ちます。
- 3 ごみは所定の方法で分別し、適正な排出に努めます。また、テナント契約の際には、管理責任者からテナント等に対して、ごみの分別徹底を指導します。
- 4 ごみ容器の取り扱い及び指定場所等の管理については、業者の収集業務の遂行に支障のないようにすると共に、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決します。
- 5 収集を委託する業者との契約締結後は、契約書の写し及び業者の許可証の写しを速やかに提出します。
- 6 ごみ排出量の変化に伴いごみ容器個数等に不足が生じた場合は、速やかに廃棄物保管場所等の改善を行います。
- 7 建築物の管理を業者等に委託した後も上記の項目に係わる件については、責任を持って解決します。
- 8 建築物を譲渡する場合、本念書にて約束した内容を譲渡先に確実に継承します。

令和 年 月 日

港区長様 建築主 住所

氏名

印

委任状（例）

私は、〇〇設計、代表取締役社長〇〇を代理人と定め、下記の建築物について、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の規定による申請手続き一式について権限を委任する。

1. 建築名称 〇〇〇〇
2. 所在地 〇〇〇〇
3. 設計会社名 〇〇〇〇

令和 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

容器数の算定(住宅系)

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃等の割合×収集間隔÷容器容量=A	最低必要個数		予備率の加算	必要個数		
			ポリ容器	コンテナ容器 ペットボトル ネット		ポリ容器	コンテナ容器 ペットボトル ネット	
住宅	可燃ごみ	[]人×[1]kg×0.690×[3]日÷[15]kg= ①	個	個	(①+②) ×1.4 =B__個	個	個	
	不燃ごみ	[]人×[1]kg×0.025×[13]日÷[30]kg= ②	個	個			個	
	資源	びん	[]人×[1]kg×0.030×[6]日÷[12.5]kg= ③	個	個	(③+④+⑤) ×1.4 =B__個	個	個
		缶	[]人×[1]kg×0.015×[6]日÷[3]kg= ④	個	個			個
		古紙	[]人×[1]kg×0.110×[6]日÷[9.5]kg= ⑤	個	個			個
		ペットボトル	[]人×[1]kg×0.010×[6]日÷[5]kg= ⑥	個	個			⑥×1.4=B 枚
	資源プラスチック	[]人×[1]kg×0.120×[6]日÷[12]kg= ⑦	個	個	⑦×1.4=B 個	個	個	
			最低必要個数合計	個	個	必要個数合計	個	個
				個	個		個	個

容器数の算定(事業系)

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃等の割合×収集間隔÷容器容量=A	最低必要個数		予備率 の加算	必要個数	
			ポリ容器	コンテナ 容器		ポリ容器	コンテナ 容器
15	可燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [15] kg = ①	個		(①~⑩ の合計) × 1.4 = B 個	個	
	不燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [15] kg = ②	個				
	可燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [15] kg = ③	個				
	不燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [15] kg = ④	個				
	可燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [15] kg = ⑤	個				
	不燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [15] kg = ⑥	個				
	可燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [15] kg = ⑦	個				
	不燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [15] kg = ⑧	個				
	可燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [15] kg = ⑨	個				
	不燃ごみ	[] m ² × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [15] kg = ⑩	個				
最低必要個数合計			ポリ容器	コンテナ 容器	必要個数合計	ポリ容器	コンテナ 容器
			個	個		個	個

保管場所面積の算定

1 容器保管場所 必要面積	ポリ容器	容器の直径又は縦[]m × 容器の直径又は横[]m × 容器数[]個 ÷ 段数[]段 = m ² (A)		
	コンテナ 容器	容器の面積 [0.2 m ²] × 容器数[]個 ÷ 段数[]段 = m ² (B)		
	ペットボトル ネット	ネットの面積 [0.3 m ²] × 容器数[]個 ÷ 段数[]段 = m ² (C)		
2 作業面積 (D) (E - (A+B+C))	m ² ※(D)	合計 m ² (E) = (A+B+C+D)	粗大ごみ保管 場所面積	m ²

※作業上必要面積 (3 m²以上の実数)

【容器算定上の注意】

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総人員、事業用途は専有面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。(区で収集を行う場合は、原則として可燃ごみ 3 日・不燃ごみ 13 日・資源 6 日)
- 4 容器 1 個あたりの容量 (ポリ容器 60ℓ、資源用コンテナ容器 50ℓ、ペットボトルネット 200ℓ) は原則として可燃 15 kg、不燃 30 kg、びん 12.5 kg、缶 3kg、古紙 9.5 kg、ペットボトル 5.0kg、資源プラスチック 12.0kg とする。
反転コンテナボックス容量 (0.7 m³) は可燃ごみ 175kg、資源プラスチック 140kg とする。事業用途で利用するポリ容器 (60ℓ) は可燃ごみ 15kg、不燃ごみ 15kg とする。
また、古紙は縛って排出されるが、ここでは面積を算定するため、便宜上、コンテナによる換算としている。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区別する。事業系の用途が複数の場合、Aの①～⑩を合算して必要個数等を算出する。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAを切り上げる。
- 7 必要個数はBの小数点を切り捨てる。
- 8 予備率は 40%を確保する。(ディスポーザー排水処理システムを利用の場合、可燃ごみは免除する)
- 9 作業上必要面積は 3 m²以上とする。(地流し部分は含まない)
- 10 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

別表1 施設用途別廃棄物排出基準

施設用途	1日あたりの排出基準
住宅	1 kg/人
事務所ビル	0.04 kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20 kg/m ²
店舗（物品販売） デパート、スーパー	0.08 kg/m ²
ホテル	0.06 kg/m ²
学校	0.03 kg/m ²
病院、診療所	0.08 kg/m ²
駐車場	0.005 kg/m ²
老人ホーム	0.08 kg/m ²
鉄道駅舎	0.005 kg/乗降客

別表2 住宅占有面積別人員数

住宅占有面積	人員数
~20 m ²	1.0 人
~30 m ²	1.5 人
~40 m ²	2.0 人
~50 m ²	2.5 人
~60 m ²	3.0 人
60 m ² 超	4.0 人

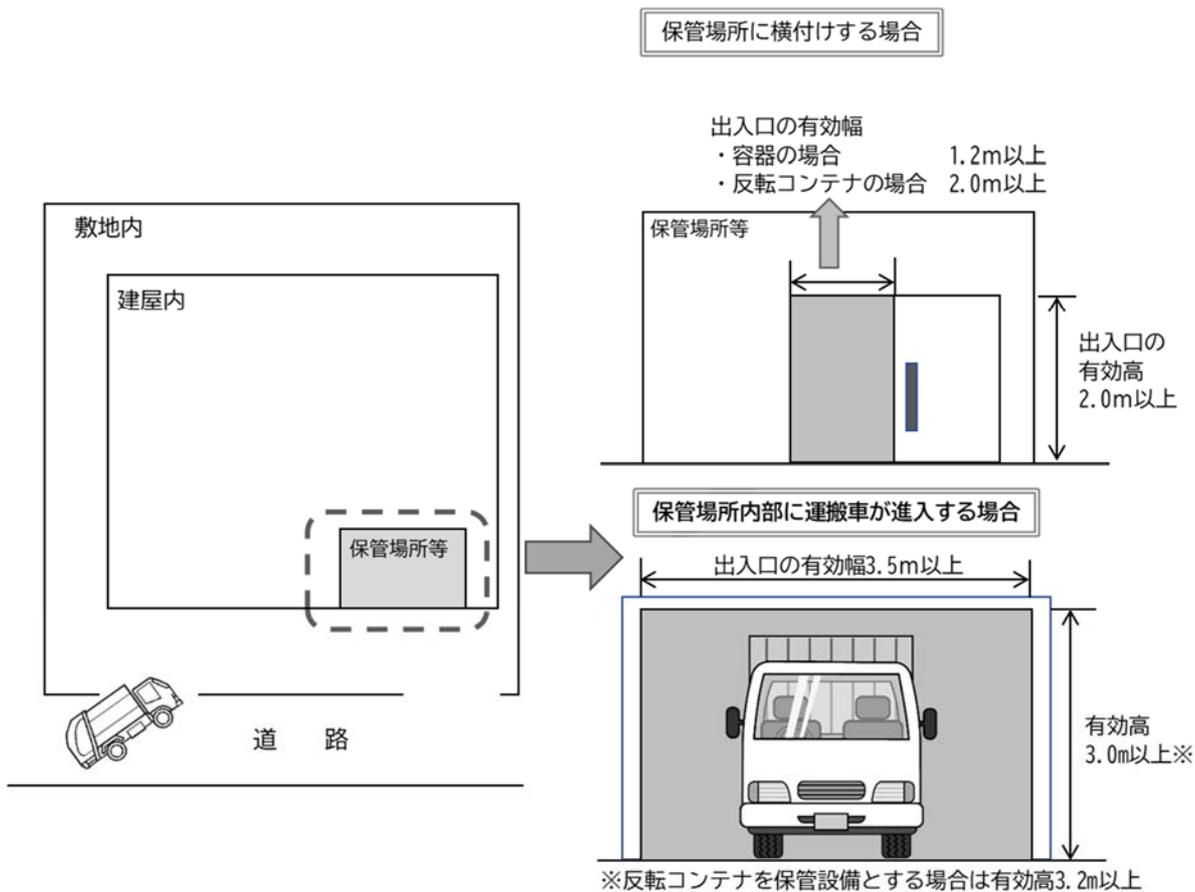
別表3 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大 ごみ 保管 場所	処理方法			備考
			容 器	反転 ｺﾝﾃﾅ	自動 貯留 排出機	車両搭載式 ｺﾝﾃﾅ等	資源用 ｺﾝﾃﾅ		区	自己処理	許可業者	
区が収集 運搬を 行う場合	住宅100 戸以上 ※	可燃ごみ		△	○			○	○			
		資 源 ﾌﾗｽﾁｯｸ		△	○				○			
		不燃ごみ	○						○			
		資 源					○		○			
	住宅100 戸未満	可燃ごみ	○	△	○			○	○			
		資 源 ﾌﾗｽﾁｯｸ	○	△	○				○			
		不燃ごみ	○						○			
		資 源					○		○			
区が収集 運搬を行 わない場 合	排出日量 1,000kg 以 上	一般廃棄物			○	○	○		○	— 廃	一廃： 一般廃棄物処 理業者 産廃： 産業廃棄物処 理業者	
		産業廃棄物			○	○			○	産 廃		
	排出日量 1,000kg 未 満	一般廃棄物	○	○	○	○	○		○	— 廃		
		産業廃棄物	○	○	○	○			○	産 廃		

※反転コンテナボックスの使用にあたっては別途協議をしてください。

図1 保管場所等及び運搬車通路の構造

① 運搬車が建屋内部に進入する必要が無い場合の保管場所等の出入口



② 運搬車が建屋内部に進入する場合の運搬車通路

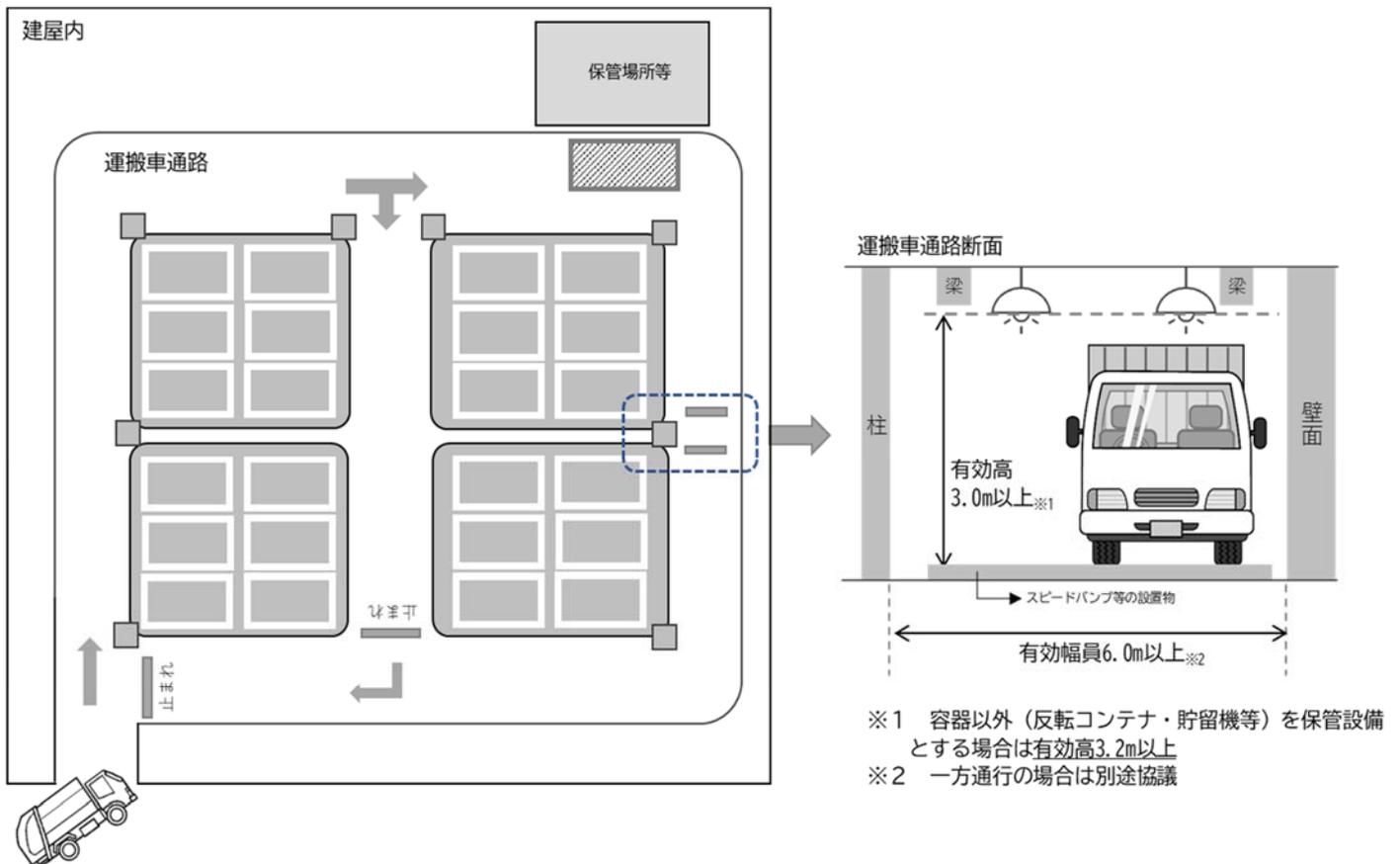


図2 保管場所の配置例

具体的には、下図と次ページの2つの例を参考にしてください。

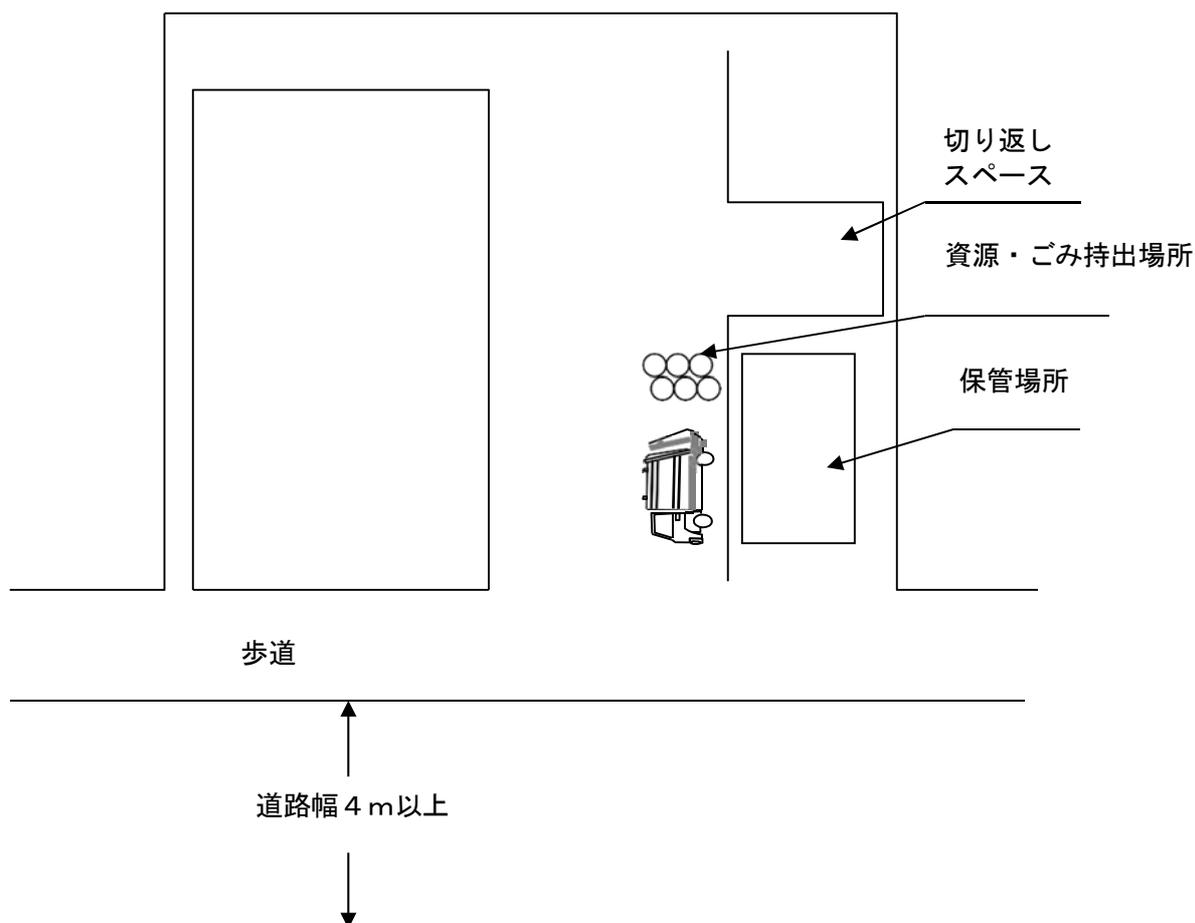
A図……道路に面し、車が進入できる最良の例のひとつ

(30 戸以上の場合は、この例が望ましい)

※ 敷地内に運搬車が進入する場合は、運搬車の重量（小型車 7 t、大型車 10 t 程度）に耐えられる敷地構造とする。

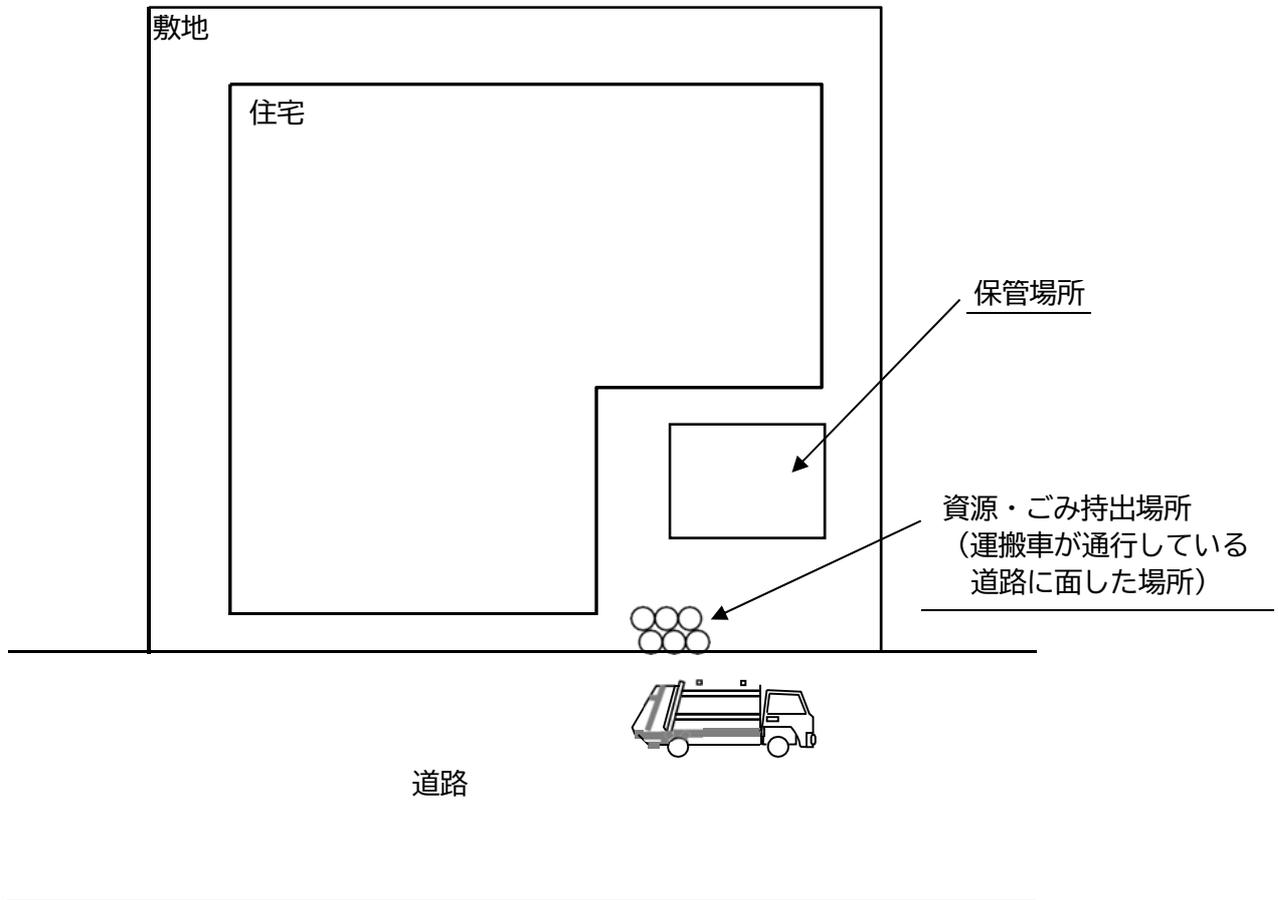
B図……A図がどうしても確保できない場合

A図



- ◎ 利点 (イ) 収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけません。
- (ロ) 固定した場所で作業を行うので周囲が汚れることはありません。
- (ハ) 切り返しスペースがあるため、危険が少なくなります。

B 図



【港区で使用している収集車両の基本情報】

区分	小型プレス車	新大型特殊車	備 考
荷箱容積	4 m ³	8 m ³	※新大型特殊車の傾倒装置付車両が反転コンテナボックスを収集します。傾倒装置付は、全長に傾倒装置分の 150mm を加算してください。 ※製作誤差は、国土交通省通達により、全長±50 mm、全幅±30 mm、全高±60 mmです。 ※サイドミラー、バックミラー分は含みません。
全 長	5,250mm	6,900mm	
全 幅	1,850mm	2,300mm	
全 高	2,400mm	2,800mm	
車両総重量	約7トン	約10トン	

※許可業者による収集の場合には、収集車両の大きさ等を許可業者に確認してください。

図3 容器の配置例

ポリ容器等の規格に十分注意して、次のような配置にしてくだ

さい。丸型ポリ容器 (60ℓ) ……直径60cm

角型ポリ容器 (60ℓ) ……35cm×55cm×60cm

(一辺) × (一辺) × (高さ)

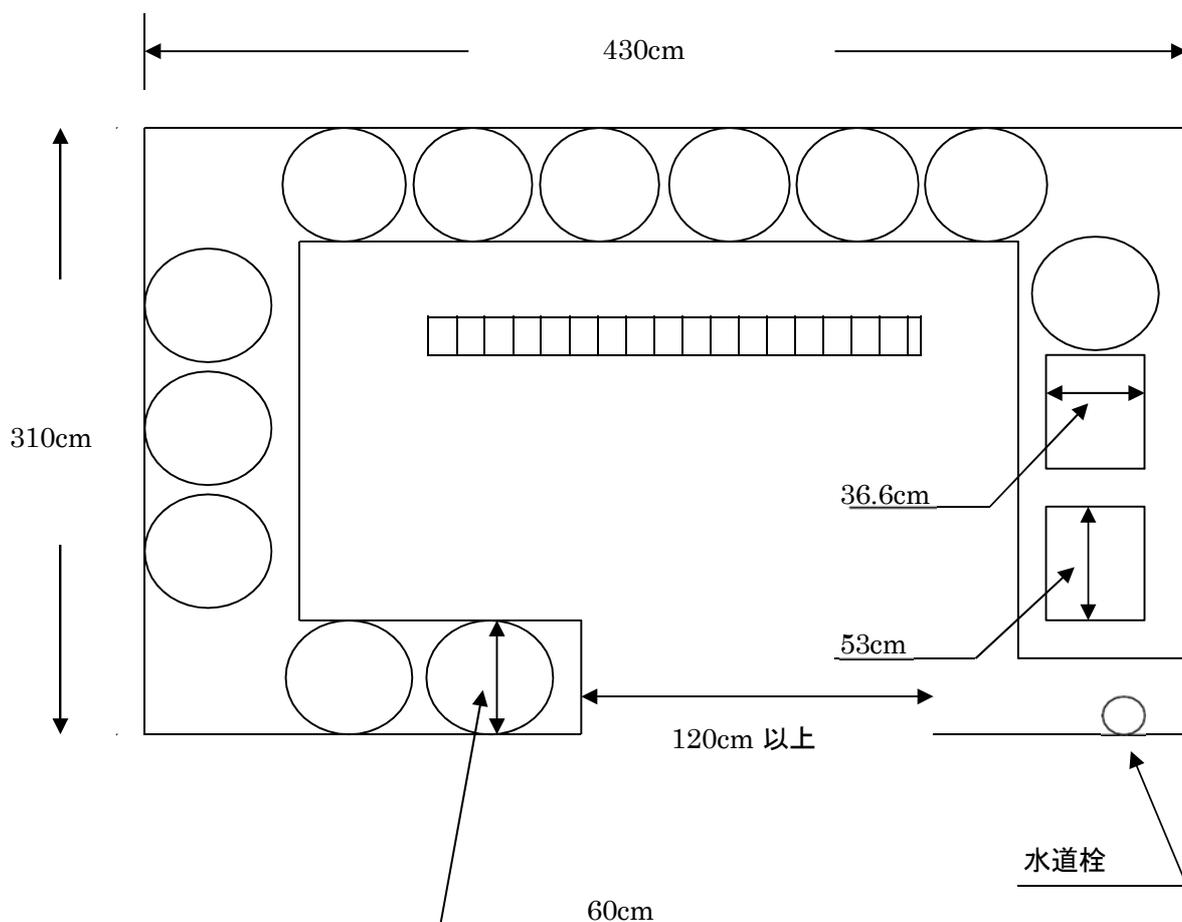
資源用コンテナ (50ℓ) ……53cm×36.6cm×32.1cm

(区貸与) (一辺) × (一辺) × (高さ)

ペットボトル用ネット袋 (200ℓ) ……60cm×60cm×60cm

(区貸与) (一辺) × (一辺) × (高さ)

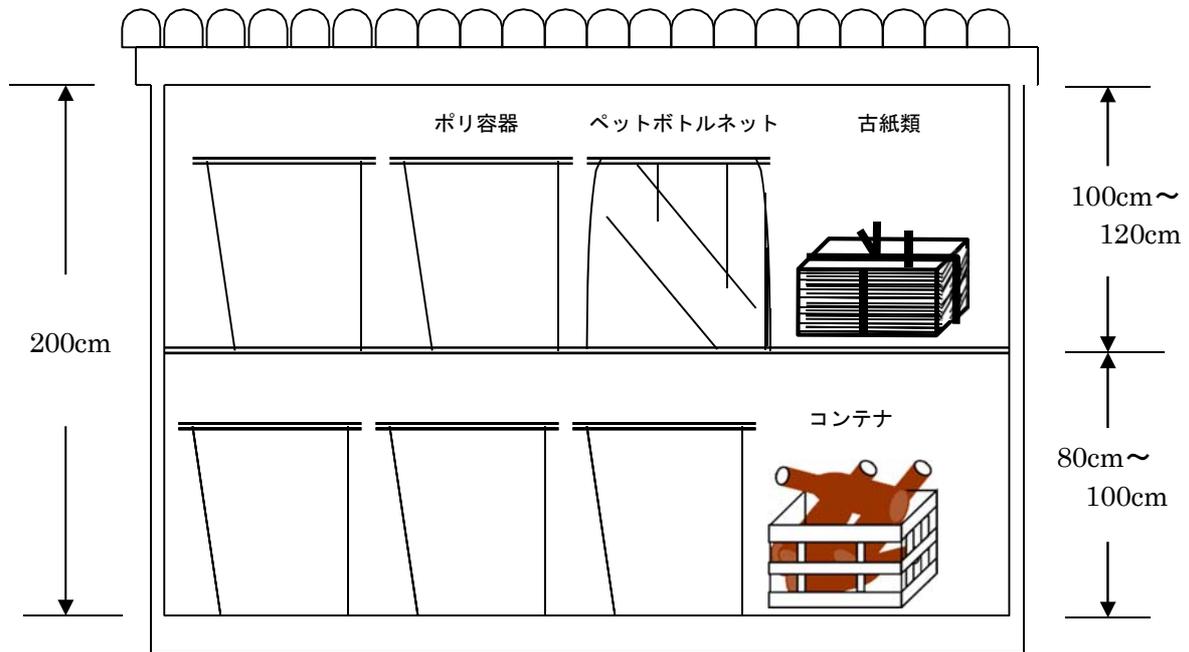
容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付してください。



※2段の場合は、上段が可燃ごみ、下段が不燃ごみ

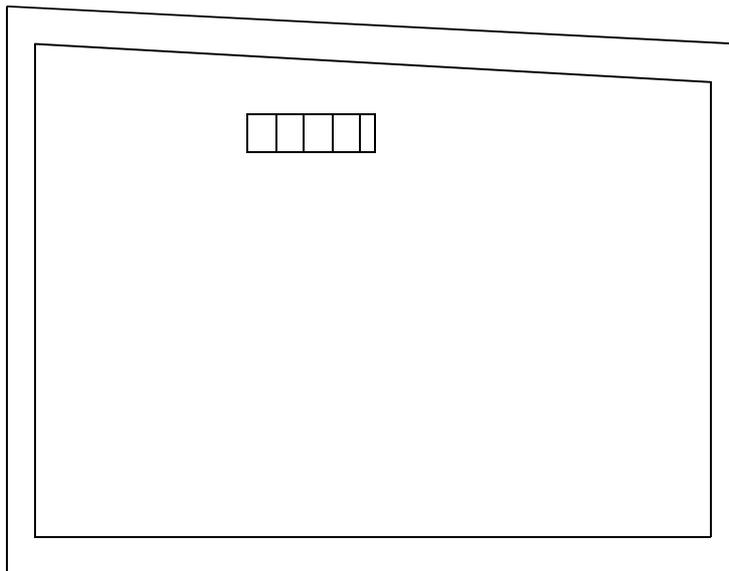
※角のスペースに容器は置けません。

断面図



- 1 2段構造の場合、下段の高さが有効で 80cm～100cm 以下としてください。
- 2 天井の高さは、2m 以上は確保してください。
- 3 容器、資源コンテナ、ペットボトルネットの重ね積みはできません。

側面図



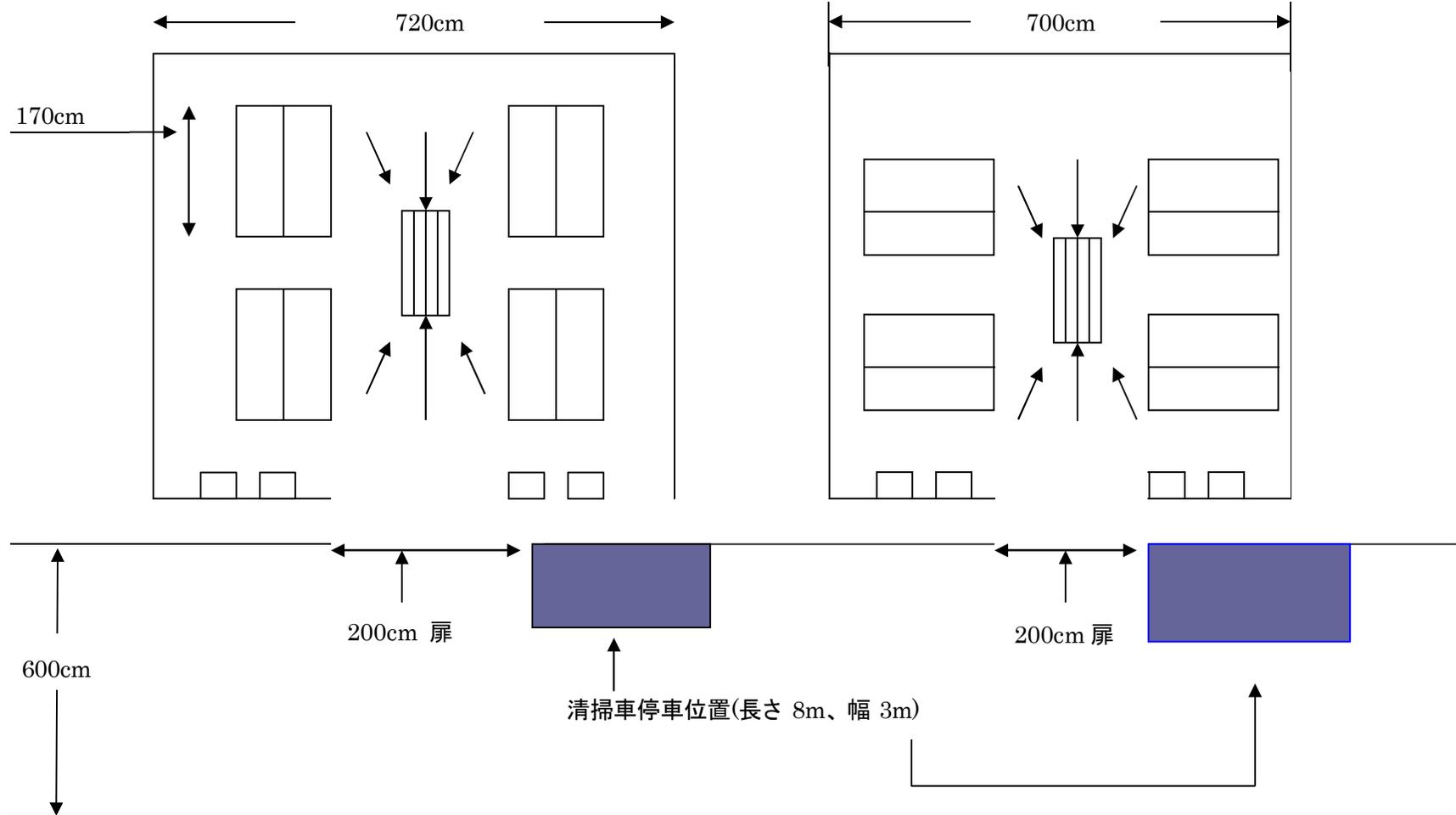
- 1 屋根は必ず設置してください。
- 2 換気口（扇）を設置してください。

図4 反転コンテナボックス配置例

コンテナボックス8台及び資源用コンテナ 4 台を設置する場合

A図

B図



再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に関する条文

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（一部抜粋）

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

- 第十九条 事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届けなければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則に定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

- 第二十条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

- 第二十一条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

- 第二十二条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第二十条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

- 第五十条 区規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置

しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

(罰則)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

五 第五十条第三項の規定による命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第五十条第一項の規定による届出をしなかった者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（一部抜粋）

（事業用大規模建築物）

第四条 条例第十九条第一項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上の建築物とする。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第七条 条例第十九条第四項及び第六項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生じる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- 二 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- 三 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- 五 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第八条 条例第十九条第六項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第三号様式）により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（改善勧告）

第九条 条例第二十条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第十条 条例第二十一条第一項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を港区役所前掲示場及び支所前掲示場に掲示して行うものとする。

（収集拒否等）

第十一条 区長は、条例第二十二条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第二十一条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

- 二 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- 三 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 五 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- 六 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて²⁷事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障がない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- 七 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- 八 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。
(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第三十条 条例第五十条第一項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積千平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第五十条第一項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第五十条第二項の区規則で定める基準は、第二十一条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- 二 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

港区大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱

平成 12 年3月 31日

11 港環清第 329 号

(目的)

第1条 この要綱は、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年港区規則第30号。以下「規則」という。）第30条第3項第1号の規定による大規模建築物の廃棄物保管場所等（以下「保管場所等」という。）の設置基準及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年港区条例第33号）第50条第1項に規定する届出について必要な事項を定める。

(設置基準)

第2条 保管場所等の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 場所

- ア 他の用途と兼用でないこと。
- イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、別々に保管できること。
- オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入又は運搬車への積み込み、及び清掃又は点検等に必要な作業場所を3平方メートル以上確保すること。
- カ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- キ 当該敷地内から廃棄物を搬出する場合は、有効幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

(2) 構造

- ア 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- イ 耐久性があり、換気及び採光ができる構造とすること。
- ウ 運搬車が、横付け又は内部に進入する場合、出入口の幅及び高さは次のとおりとすること。
 - (ア) 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、有効幅1.2メートル以上、有効高さ2.0メートル以上とすること。
 - (イ) 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、有効幅2.0メートル以上、有効高さ2.0メートル以上とすること。
 - (ウ) 運搬車が内部に進入する場合は、有効幅3.5メートル以上、有効高さ3.0メートル

以上とし、排気ガス対策を講じること。ただし、特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）又は自動貯留排出機を保管設備とする場合は、有効高さ3.2メートル以上とする。

(エ) 保管場所等の床と運搬車の通路(以下「車路」という。)が接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(オ) 保管場所等の床と車路の構造は、運搬車の重量に耐えうる構造とすること。

(3) 付帯設備

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

ウ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

オ 運搬車が建物内部に進入する場合の建物出入口及び車路の構造は、次のとおりとする。

(ア) 建物出入口及び車路は、有効幅員6.0メートル以上、有効高さ3.0メートル以上とする。ただし、反転コンテナ又は自動貯留排出機を保管設備とする場合は、有効高さ3.2メートル以上とする。

(イ) 車路の平均照度は、車路の路面上において30ルクス以上とする。

(ウ) 運搬車の進入に当たり、扉、シャッターの開閉等の設備の操作が必要な場合は、当該操作は建物管理者の責めにおいて行うこと。

カ 必要に応じて、運搬車の誘導ライン、誘導灯等の誘導設備やタイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

キ 棚を設置する場合は2段とし、高さは80センチメートルから100センチメートルまでとすること。

(設備の基準)

第3条 保管場所等の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 容器は、規則第16条第1項に規定する基準に適合すること。ただし、容量は原則として60リットル以下とする。

イ 反転コンテナの仕様は、次のとおりとする。

(ア) 容量は0.7立方メートルとする。

(イ) 運搬車の傾倒装置との脱着ができる形状を有する傾倒軸を取り付けること。

(ウ) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(エ) 折りたたみ式のふたをつけること。

(オ) 底部に、ストッパー付回転車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

(カ) 運搬車、建物壁面等に接触した際に損傷を与えないよう対策を講じること。

ウ 自動貯留排出機は、次のとおりとする。

(ア) 特殊架装をしたすべての運搬車に適合すること。

(イ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(ウ) 構造は密閉式とし、原則として圧縮機能を有するとともに、臭気及び汚水の流出を防止し、騒音及び振動の低減措置を講ずること。

(エ) 排出の際に廃棄物の飛散等がないよう、運搬車の積み込み能力に応じた排出速度の調整機能を有すること。

(オ) 運搬車と接触した場合に、衝撃を緩和する装置を取り付けること。

エ 家庭から排出される資源物の内、びん・缶については区が指定する専用のコンテナを使用し、ペットボトルについては専用のネット袋を使用すること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器は、前号アの規定を準用する。

イ 反転コンテナは、前号イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機は、前号ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナは、以下のとおりとする。

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 運搬車に適合した仕様であること。

(ウ) 密閉式の場合は、原則として圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備は、次のとおりとする。

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(設備の選定基準)

第4条 保管場所等の設備の選定に関する基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、次のとおりとする。

ア 住宅が100戸未満の場合は、容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とする。

イ 住宅が100戸以上の場合は、反転コンテナ又は自動貯留排出機とする。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合は、第3条第2号に定める設備とする。ただし、廃棄物の排出量が1日当たり1,000キログラム以上の場合は、容器又は反転コンテナを除く。

2 保管場所等の設備の選定に当たっては、事前に区と十分協議すること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第5条 廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出する。ただし、過去のデータがある場合は、区と協議の上でそのデータを用いて算定することができる。

2 住宅部分の人員数は、原則として別表2の基準を用いて算定する。

3 可燃ごみ、不燃ごみ等の割合は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合は、可燃ごみ69.0パーセント、不燃ごみ2.5パーセント、びん3.0パーセント、缶1.5パーセント、古紙11.0パーセント、ペットボトル1.0パーセント、資源プラスチック12.0パーセントとし、予備率40パーセントをそれぞれ加算する。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条に基づき認定を受けた「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合は、可燃ごみの予備率を免除することができる。

(2) 事業系廃棄物の場合は、可燃ごみ75パーセント、不燃ごみ25パーセントとし、予備率40パーセントをそれぞれ加算する。ただし、過去のデータがある場合は、区と協議の上でそのデータを用いて算定することができる。

(3) 廃棄物(粗大ごみを除く。)の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(粗大ごみ保管場所)

第6条 粗大ごみ保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 3平方メートル以上とし、粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、通路と共用でないこと。

(2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

(届出等の手続)

第7条 建設者は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(以下「設置届」という。)を提出する際、次の書類を添付しなければならない。

(1) 建築物の用途別床面積内訳書

(2) 建築物の設計概要(用途、規模、階数、建築面積、延床面積等)

(3) 建築物の案内図、配置図及び立面図

(4) 建築物の各階平面図

(5) 廃棄物保管場所等の配置図(位置図)及び敷地内運搬車通路図

(6) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図(縮尺50分の1)

(7) 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図

(8) 付帯設備配置図

(9) 念書

(10) その他廃棄物保管場所等に関して必要と認める書類

2 区の収集運搬業務の提供を受ける場合であって、かつ、運搬車が建物内部に進入する場合には、前項に規定する書類に加え、次の書類を提出しなければならない。

(1) 運搬車経路の平面図及び断面図

(2) 建物出入口から廃棄物保管場所等に至るまでの照明配置図及び照度分布図

(3) 廃棄物保管場所等の照明配置図及び照度分布図

3 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更が生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

(調査)

第8条 区長は、当該建築物の完成後において、設置届による保管場所等の設置状況を調査することができる。

(維持管理及び収集作業)

第9条 大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行わなければならない。

2 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所等が第2条の基準に適合しないこととなった場合は、速やかに適合させるための措置を講じなければならない。

3 所有者は、安全に収集運搬作業を実施するための措置を講じなければならない。

4 区の収集運搬業務の提供を受ける場合、所有者は、収集作業に支障のないよう容器等を保管場所等の内部から運び出しておくこと。

(その他)

第10条 この要綱の規定にかかわらず、臨海副都心地域における廃棄物保管場所等については、別に定める利用者設備設置基準による。

付 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱

平成12年3月31日

11港環清第328号

(目的)

第1条 この要綱は、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年港区規則第30号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定による事業用大規模建築物の再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準並びに港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年港区条例第33号）第19条第6項及び規則第8条に規定する保管場所の届出について必要な事項を定める。

(設置基準)

第2条 保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 面積

再利用対象物の保管場所最低必要面積の算出基準は、別表のとおりとする。

(2) 場所

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 再利用対象物の種類、排出量及び保管日数に応じて、再利用対象物が十分収納できること。

ウ 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していないこと。

エ 再利用対象物の搬入、保管場所への投入又は運搬車への積み込み、及び清掃又は点検等に必要作業場所を確保すること。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

オ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

(3) 構造

ア 耐久性があり、換気及び採光に配慮すること。

イ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

(4) 付帯設備

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区分された保管設備の設置等により、再利用対象物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 再利用対象物の飛散を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。また、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

ウ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

(届出等の手続)

第3条 事業用大規模建築物の建設者は、規則第8条に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を提出する際、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等）
- (3) 建築物の案内図及び配置図
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 保管場所の配置図（位置図）及び敷地内運搬車通過道路図
- (6) 保管場所の平面図、立面図、断面図（縮尺 50 分の 1）
- (7) 保管場所の仕様及び面積算定図
- (8) 念書
- (9) その他保管場所に関して必要と認める書類

2 事業用大規模建築物の建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更が生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

（調査）

第4条 区長は、当該建築物の完成後において、設置届による保管場所の設置状況を調査することができる。

（維持管理）

第5条 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行わなければならない。

2 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2条の基準に適合しないこととなった場合は、速やかに適合させるための措置を講じなければならない。

（その他）

第6条 この要綱の規定にかかわらず、臨海副都心地域における保管場所については、別に定める利用者設備設置基準による。

付 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

別 表

再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用 途	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事 務 所	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m ² 以上
飲 食 店				
学 校				
病 院 ・ 診 療 所				
店 舗	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m ² 以上
ホ テ ル				
文化・ 娯楽施設等	3 m ² 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m ² 以上

注1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途と見なす。

注4：対象延床面積が10,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4 m²以上とする。

注5：対象延床面積が10,000 m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とする。

ただし、合計面積が4 m²未満となった場合の最低必要面積は、4 m²以上とする。注6：算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入する。

再利用対象物の保管場所の面積計算表（1万㎡以上用）

※対象延床面積には共用部分を含まないで下さい。

用 途	(Ⅰ) 各用途別 対象延床面積	(Ⅱ) (建築物全てがその用途とした場合の、最低必要面積)			(Ⅲ) 1棟に占める用途 別の割合 (a) (b) (c) / (d)	(Ⅳ) 最低必要面積 { (Ⅱ) × (Ⅲ) }
		(d)が一万㎡以上～五万㎡未満	(d)が五万㎡以上～十万㎡未満	(d)が十万㎡以上		
事 務 所						
飲 食 店						
学 校						
病 院・診 療 所						
小 計	(a)	$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ²	$\frac{(a)}{(d)}$. m ²
店 舗						
ホ テ ル						
小 計	(b)	$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$	$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$	40 m ²	$\frac{(b)}{(d)}$. m ²
文化・娯楽施設等	(c)	$3 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	$11 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$	16 m ²	$\frac{(c)}{(d)}$. m ²
合 計	(d)	_____	_____	_____	1	(* 4 m ² 未満は4 m ² 以上)

↑ * (Ⅰ) 欄は小数点第3位を四捨五入

↑ * (Ⅱ) 欄は小数点第3位を四捨五入

* (Ⅳ) 欄は小数点第2位を四捨五入 ↑

※ この計算表は、1万㎡以上の建築物のとき、下記の事項に留意して使用してください。

1 1万㎡以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。…(Ⅲ)欄は使用しないでください。

- ① 該当する用途の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値を合計(d)にも記入してください。
- ② ①の数値を(Ⅱ)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。
- ③ ②の数値を小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入してください。…この数値が保管場所最低必要面積となります。

2 1万㎡以上で用途が複合する建築物(再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注5)の場合は、次の手順で計算してください。

- ① 各用途別を対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、合計した数値を(d)に記入してください。
- ② ①の数値を(Ⅱ)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。ただし、(d)が十万以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。…この数値が、各用途別に対象延床面積(d)があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となります。
- ③ (Ⅰ)の各用途別の面積〔(a) (b) (c)〕と合計面積〔(d)〕を(Ⅱ)欄の(a)から(d)の該当するところに記入してください。…これが、1棟に占める用途別の割合となります。
- ④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入し、合計してください。…この数値が保管場所最低必要面積となります。

＜記 入 例＞

第1号様式の2(第5条関係)

廃棄物管理責任者選任届

○年 ○月 ○日

港区長

建築物名称 ○ △ ビル

建築物所在地 港区芝公園1-5-25

(事業用途の延床面積 3,579 m²)

所有者住所 港区芝公園1-5-25

所有者氏名 株式会社 ○△商事
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(法人にあたっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日		
新任者	会社名	株式会社 ○ △ 商事	
	所在地 ※1	〒105 - 8511 港区芝公園1-5-25	
	所属名・職名	総 務 部 長	
	ふりがな	みなと たろう	※港区廃棄物管理責任者講習会受講歴 有 ・ 無
	氏 名	港 太 郎	
電話番号	03(3578)2111		
	(内線)	受講年月日及び修了証番号 年 月 日(第 号)	
前任者	氏 名	清 掃 一 郎	
事 由 ※2	人事異動のため その他(定年退職、管理会社・所在地※1 等変更のため)		

※1 所在地とは、区からの書類等の送付先として確実に本人に届く住所地をいいます

※2 事由については、変更した事項に応じて記入してください

再利用対象物保管場所設置届兼
廃棄物保管場所等設置届の作成要領

令和6年4月発行

港区みなとリサイクル清掃事務所

東京都港区港南三丁目9番59号

03(3450)8025